

4 鳥獣の保護と管理

(1) 鳥獣の現況

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

本県で生息が確認されている陸生哺乳類は36種、鳥類は317種あり、このうち在来の鳥獣は生態系の構成要素であり、県民の豊かな暮らしを支える大切な財産となっています。しかし、近年の社会環境や自然環境の変化により、一部の鳥獣が絶滅の危機に瀕する一方、増えすぎた鳥獣は人間生活や農林水産業等の生産活動、生態系に被害をもたらしています。このような状況を解決するため、県では鳥獣保護区を設定するなどし、減少傾向にある渡り鳥等の保護を図るとともに、イノシシやニホンジカ、ニホンザルをはじめ、ハクビシンやアライグマといった特定の加害獣については、狩猟や有害鳥獣捕獲の強化による被害対策を推進しています。

(2) 鳥獣保護区等の指定【自然環境課】

本県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特定猟具使用禁止区域（銃）および指定猟法禁止区域（鉛製銃弾）を指定し、野生鳥獣の適切な保護や狩猟による危険の防止、鉛汚染防止の普及といった狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣法）」に基づき、県において作成した「第13次福井県鳥獣保護管理事業計画（令和4～令和8年度）」に沿って、地元住民や狩猟団体、農林漁業者、自然再生団体など多くの利害関係者の理解と協力のもとに進めています。

表2-3-4 鳥獣保護区等の指定状況
(令和6年11月1日現在)

区 分	箇所数	面 積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護地区)	47 (14)	32,783 (1,319)
特定猟具使用禁止区域 (銃)	69	29,683
指定猟法禁止区域 (鉛製銃弾)	1	292
計	117	62,758

(3) 狩猟、有害鳥獣捕獲の現況

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

① 狩猟者の育成と狩猟による捕獲の強化等

平成27年に鳥獣法の改正に伴い、捕獲の担い手の確保を目的として、わな猟および網猟免許の取得可能年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。これを受けて県では、農林高校等への狩猟免許取得の呼びかけや、捕獲技術研修会の開催により狩猟者育成を図っています。令和6年12月には福井市のアウトドアショップの協力により、狩猟の魅力を発信するイベントを開催し、特にアウトドア派の若者に対し狩猟の魅力や狩猟免許取得をPRしました。

本県では、ニホンジカやイノシシによる農林業等被害を防止するため、第二種特定鳥獣管理計画により、両獣種の狩猟期間^{*1}を延長し、登録狩猟による捕獲の強化を図っています。

また、県では狩猟違反や狩猟事故等の防止のため、関係機関や警察と連携した指導と狩猟期間初日のパトロールを実施しています。

^{*1} 狩猟期間：11月15日～翌年2月15日（本県では、ニホンジカとイノシシに限り11月1日から3月31日までとします。ただし、わな猟および止めさしのための銃に限る。）。なお、捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表2-3-5 狩猟免許*¹交付状況(令和6年3月末現在)

免許区分	所持者	試験合格者
網 猟	123	15
わ な 猟	1,420	96
第一種銃猟	717	33
第二種銃猟	16	3
計 (のべ数)	2,276	147

表2-3-6 狩猟者登録*¹証交付状況(令和6年3月末現在)

登録区分	県内者	県外者	計
網 猟	22	0	22
わ な 猟	695	15	710
第一種銃猟	400	131	531
第二種銃猟	21	3	24
計	1,138	149	1,287

表2-3-7 狩猟者登録数の推移(県外在住者も含む)

免許区分(年度)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
網 猟	4	6	3	2	5	2	3	9	9	13	22
わ な 猟	602	651	711	720	741	761	752	737	729	721	710
第一種銃猟	811	793	751	742	703	663	609	560	574	552	531
第二種銃猟	7	7	11	14	13	16	19	20	20	18	24
計	1,424	1,457	1,476	1,478	1,462	1,442	1,383	1,326	1,332	1,304	1,287

表2-3-8 狩猟者による鳥獣捕獲数(令和5年度)

鳥 類 名	捕 獲 数	対前年度増減
カ モ 類	867	298
キ ジ	126	42
ヤ マ ド リ	50	16
そ の 他	97	69
計	1,140	425

獣 類 名	捕 獲 数	対前年度増減
イ ノ シ シ	594	186
ニ ホ ン ジ カ	787	50
ツ キ ノ ワ ゲ マ	4	2
そ の 他	25	8
計	1,410	246

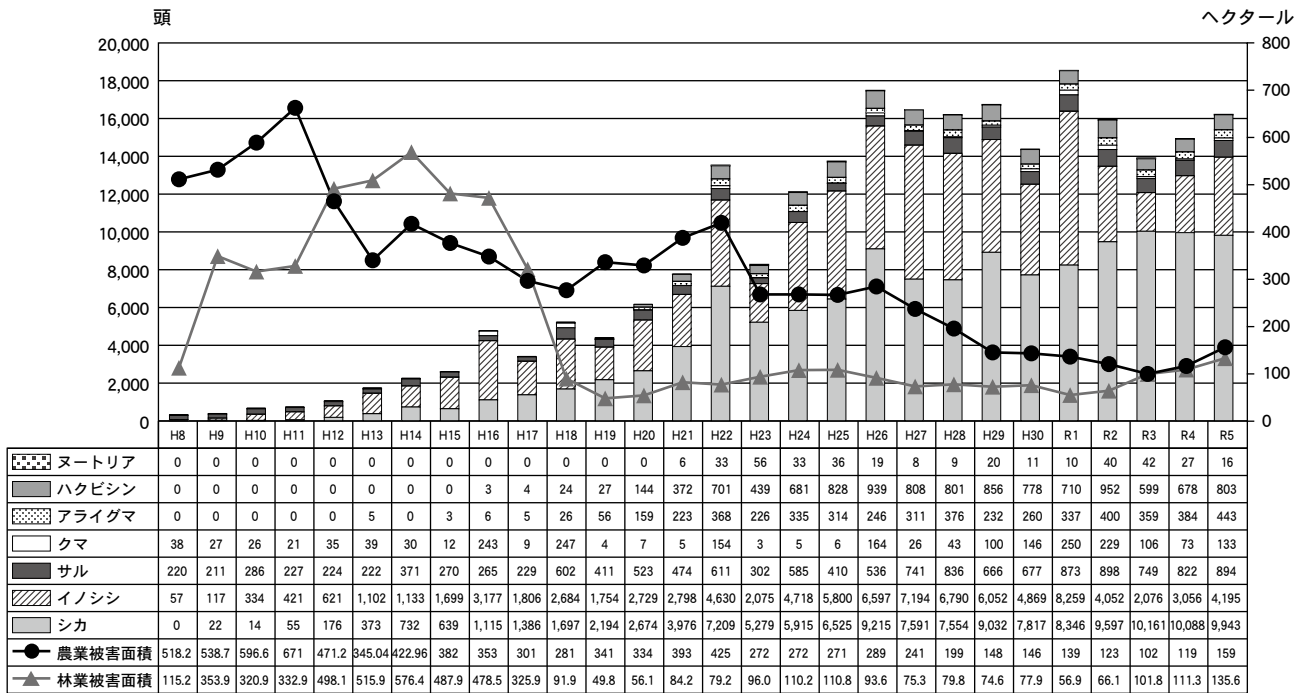
② 鳥獣被害の防止対策

野生鳥獣による被害の防止のため、電気柵の設置や誘引物の除去、追払いなどの被害防除を行うとともに、農林業へ深刻な被害を出している鳥獣については、市町の許可による迅速かつ適切な有害鳥獣捕獲を行っています。さらに、個体数が増えすぎて農林業や生態系への被害を出している獣類については、第二種特定鳥獣管理計画による狩猟期間の延長措置や個体数調整の実施、外来獣については防除実施計画により野外からの完全排除を目指し、積極的な捕獲を行っています。

平成22年度から、各農林総合事務所や嶺南振興局に鳥獣害対策推進チームを設け、被害地区の組織体制の強化、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充等の総合的な対策を実施しています。また、令和2年度から、県が事業主体となって捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施しており、豚熱の感染拡大防止と国の重要文化的景観に選定された越前水仙の被害低減を図るため、奥山等に生息するイノシシとニホンジカの集中捕獲を行っています。さらに、令和4年度からは県が事業主体となり、行政域を跨いでホンジカを捕獲する「広域捕獲事業」を行っています。

*¹狩猟免許と狩猟者登録：狩猟をしようとする人は、住所地の都道府県が行う狩猟免許試験に合格し、免許（全国で有効）を取得（3年ごとに更新が必要）し、狩猟をしようとする都道府県で狩猟者登録を毎年行う必要があります。

表2-3-9 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移



※指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲および個体数調整許可による捕獲のほか、アライグマおよびヌートリアは外来生物法に基づく捕獲も含む。

※捕獲頭数および林業被害面積は年度の集計、農業被害は暦年（1月～12月）の集計

(4) 特定鳥獣の保護管理

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

県では、ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林業被害が深刻化する現状を踏まえ、個体数の低減を目的とした「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル）」と、繁殖力が弱く捕獲しすぎると絶滅のおそれのあるツキノワグマの保護を目的とした「第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）」を作成しています。

① ニホンジカ

令和5年のニホンジカによる農作物被害額は61,287千円で、野生鳥獣による農作物被害のうち最も大きな割合となる47%を占め、農業振興の障害となっています。ニホンジカの計画的な個体数管理を行うため、平成16年9月に「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に改題）を策定しました。令和4年3月に第5期計画を策定し、令和6年度は年間捕獲目標数を嶺北地域では8,300頭以上、嶺南地域では5,500頭以上に設定し、シカの捕獲技術普及のための講習会の実施等による有害捕獲体制の強化や狩猟規制の緩和等による被害対策を進めています。

② イノシシ

令和5年のイノシシによる農作物被害額は59,081千円で、野生鳥獣による農作物被害全体の45%を占めており、ニホンジカに次いで大きな被害を引き起こしています。県では、イノシシ被害の低減を目的に平成22年10月に「特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に改題）を策定しました。令和4年3月に第3期計画を策定し、被害対策を進めています。

③ ニホンザル

ニホンザルは、古くから嶺南地方を中心に生息が知られていますが、近年、奥越地域や丹南地域でも出没が増加し、農業被害や生活被害を与えています。県では、ニホンザル被害の低減を目的に平成27年10月に「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」を策定しました。令和4年3月に第2期計画を策定し、被害対策を進めています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

④ ツキノワグマ

県では、令和4年3月に「第3期第一種特定鳥獣保護計画（R4～R8）」を策定し、ツキノワグマによる人身被害を防止しつつ科学的知見に基づく計画的な保護管理を行ってきました。

国は、令和6年4月に、ツキノワグマの生息範囲が人の生活圏に近づいており、全国で人身被害が多発していることから、ツキノワグマを指定管理鳥獣に指定し、集中的かつ広域的管理を図ることとしました。本県においても、現行の保護計画を廃止し、「第二種特定鳥獣管理計画（R7～R8）」を策定することで、捕獲目標数を定めた計画的な捕獲や集落への侵入を防ぐ防除対策などを進めることにより、恒常的な人とクマとの軋轢軽減を図っていきます。

（5）獣肉の利活用【中山間農業・畜産課】

県では、鳥獣害対策の一つとして、捕獲したイノシシやニホンジカの獣肉の有効活用を進めています。捕獲した有害獣の肉を有効に活用することは、処分費用の軽減や、捕獲に当たる方々のやる気の向上などを通じて、捕獲数の増加につながることから非常に重要なことです。

ジビエ^{*1}の魅力を広く伝えるため、平成22年度から、レストランの紹介パンフレットの配布、家庭向けレシピ集の発行を行っている他、平成26年度から、小学校等で学校給食にジビエ料理を提供する際の補助を行っています。令和5年度には、高等学校の調理科などを対象としたジビエ調理実習を行うなど、ジビエの普及を推進しています。



高等学校でのジビエ調理実習の様子

（6）野生鳥獣との共存に向けた情報収集

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

県では、鳥獣の保護や鳥獣による被害対策のため、生息状況や環境調査を実施しています。

日本野鳥の会福井県の協力を得て、国内外から季節的に飛来してくる鳥類の生息状況や繁殖状況のモニタリング調査として、渡り鳥保全調査（昭和52年～）を実施しており、令和6年度は、県内の2か所で5～6月および9～10月の期間に飛来状況や繁殖状況調査を実施しました。また、カモ科鳥類生息調査（昭和44年～）では、毎年1月初旬に県内の主な飛来地となる17の河川、湖沼等においてガン・カモ・ハクチョウ類の飛来種と数のカウント調査を実施しています。令和5年度の調査では17調査地で19種、計26,327羽のガン・カモ・ハクチョウ類が確認されました。こういった調査を通じて本県の豊かな野生鳥獣の生息環境が良好に維持されているかを確認しています。



カモ科鳥類生息調査の様子

ツキノワグマについては、秋の大量出没発生を予測するため平成17年度から毎年、8月上旬～9月上旬に秋のツキノワグマの食物となるブナ科堅果（ドングリ類）の豊凶調査を実施しています。

この調査の結果、令和6年度の秋はツキノワグマの主要な食物であるブナおよびミズナラ堅果の結実状況は、過去の大量出没年と比較すると良好であったため、餌資源量の観点からは、大量出没が発生する可能性は高いと予測されました。この内容は9月に開催された「ツキノワグマ出没対策連絡会」で市町等に広く情報共有されました。

^{*1}ジビエ：ジビエ（gibier）とは、フランス語で野生動物や鳥の狩猟肉のことです。丁寧に加工・調理された新鮮なイノシシやシカの肉は、他にはない味わいや香りを楽しめるだけでなく、高たんぱく・低脂肪で、今注目されている食材の一つです。



ツキノワグマの餌となるブナ科堅果類調査
(県内 43 か所、県自然保護センター実施)

平成 27 年 10 月からは、県内の住民等から市町等へ寄せられたツキノワグマの出没情報の収集および地域住民、農林業者、観光客等への迅速な配信と情報共有をするため、インターネットを使った情報収集配信システム（福井クマ情報 <https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx>）を再整備しました。これにより、メールマガジンの個人登録者へ携帯メールにて出没等の情報を提供することが可能となり、事故防止対策を強化しました。

ニホンジカについては、平成 15 年度から狩猟者の目撃・捕獲情報の収集やシカの糞塊密度調査を実施し、生息個体数の推定を行うとともに、個体数指標の増減傾向を見ながら、適切な個体数密度へ誘導する施策を行っています。

さらに、近年、全国的に内水面漁業に深刻な被害を与えているカワウについて、平成 19 年度から県内の累計 21 か所のねぐらや営巣地で個体数調査を実施し、増減傾向の把握を行っています。

人間の自然へのはたらきかけ方や気候変動など環境の変化に応じて、野生鳥獣の生息数や分布などは常に変化します。こうしたことから、野生鳥獣との共存を図るためには、状況の変化を常にモニタリングし、状況に応じた対策を行っていく必要があります。

県では今後とも、野生鳥獣の情報収集を行い、順応的な対応により人と野生鳥獣との共存を図っていきます。

（7）傷病鳥獣の保護【自然環境課】

県では昭和 55 年に（公社）福井県獣医師会と連携し、傷病を負った野生鳥獣の救護事業を開始しました。現在、県自然保護センターを中心とし、（公社）福井県獣医師会、市町、動物園、自然保護団体、県民ボランティア等と連携し、野外で人為的な原因で負傷等した野生鳥獣を救護し、野生へ復帰させる活動を行っています。

令和 5 年度の傷病鳥獣の救護および治療件数は全体で 17 件、22 個体でした。その内訳は、鳥類 14 件、18 羽、哺乳類 3 件、4 頭となっています。この中には、県域準絶滅危惧Ⅱ種のハヤブサが含まれています。

傷病鳥獣の救護の通報の多くは、県民から寄せられます。県では、巣立ちビナを迷子やケガをしていると間違えて保護するケースの防止や、野生鳥獣には寄生虫など人にも感染する病気もあることから、素手で野生動物を触らない、触った場合はうがい手洗いをすることなど、「野生鳥獣との接し方」についても普及しています。